

## 介護職員等ベースアップ等支援加算に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、有限会社マミーホーム が給与規定に規定する給与とは別に、法人の介護職員に対し支給する介護職員等ベースアップ支援加算について必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第 2 条 法人の正社員、パート社員で介護職に支給する。

### (支給額)

第 3 条 介護職員等ベースアップ支援加算の支給額は、介護職員等ベースアップ支援加算による賃金改善の見込み額の範囲内において、法人が、勤務時間、勤務年数、役職等を配慮し、個別評価をして一時間当たり 30 円から 100 円の範囲内で定めるとする。

### (支給)

第 4 条 介護職員等ベースアップ支援加算の支給は、毎月、介護職員等ベースアップ支援加算金として支給する。

### (在籍の限定)

第 5 条 支援補助金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

### (その他)

第 6 条 この規程は、介護職員等ベースアップ支援加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

### 附則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。